

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24520858

研究課題名(和文)国郡制と国府成立の研究

研究課題名(英文)Formation of Provincial headquarters in Ancient Japan

研究代表者

大橋 泰夫(OHASHI, YASUO)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：80432615

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：古代日本の国家形成の過程を解明するために、国郡制の形成と深く関わる国府の成立について、国庁を中心に考古学的検討を行った。その結果、国庁を中心にして国府が全国的に成立するのは7世紀末から8世紀初頭である点を明らかにした。

国府が独立した官衙施設として成立した点は、単に官衙施設が造営されたとみるべきではなく、在地社会が大きく変容する契機でもあった。この背景としては国庁を中心にして国衙が設置され、国司が国府に常駐し国郡制に基づいて地域支配を行った点が大きい点を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In the current study, to reveal the formation of the ancient Japanese state, the establishment of the provincial headquarters, which involved in the establishment of the local bureaucratic system, was researched using archaeological technique. It was appeared that it was from the late 7th century to the early 8th century that the provincial headquarters was established around the provincial office across the country.

The establishment of the provincial headquarters changed the society of region greatly, because the provincial supervisor established the provincial office and the provincial government office.

研究分野：考古学

キーワード：古代 国府 国庁

1. 研究開始当初の背景

日本の古代国家は、中国にならい中央集権的支配の徹底を図った。その中で宮都や地方官衙は、舞台装置として同時に支配の手段としての役割を果たした。これまでの地方官衙研究によって、律令国家が国郡制を敷き、各国に地方官衙として国府・郡衙を配置し地方の統治にあたったことが明らかにされている(山中敏史1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房)。

こうした学術的背景の中、国府の成立については8世紀第2四半期以降とする通説に対して、国府成立は藤原宮の造営と関わり、7世紀末頃に成立し、地方支配の拠点となっていたと考えた。

さらに、これまで地方官衙の創設・整備にあたっては、郡衙の造営が早く行われ、それに遅れて国府の設置がなされたともみるのが通説的な理解であるが、7世紀末から8世紀初頭頃に国府とともに郡衙が、定型化した官衙施設として整備されていったと理解している。地方官衙の創設は藤原京期にあり、国郡制形成の画期であったとみている。

これまでも筑後国府や郡山遺跡 期官衙(陸奥国府)は7世紀末頃に遡ることが判明していたが、特殊事例とみられてきた。そうしたなかで、仙台郡山 期官衙は特殊事例ではなく、藤原京・宮の成立は全国の地方官衙造営に影響を与えたと考えている。

その一方で、国府成立が7世紀末から8世紀初頭頃に遡るといふ説は十分な支持は得られていなかった。8世紀前葉までは国司は独立した国庁や曹司を持たず郡衙(評衙)に付属し、郡衙が地方行政で重い役割を担ったとする意見が有力視されている。その要因の一つは、国府の創設年代は8世紀第2四半期以降であり、それまで国府は独立した施設ではなく国司は郡衙を間借りしたり拠点的な郡衙を巡回して地方統治にあたったとみられているためである。

国府がいつ成立したか、その実態はどうだったかが、いまだに古代史上で大きな問題となっている。全国的に国府が郡衙とともに設置され、国司が地方行政の中で重要な役割を果たしていた実態を明らかにすることは、考古学のみならず文献史学にとっても、古代国家の形成を考える上で最優先の課題であった。

なお、国府・国衙・国庁の用語については、「国府の施設は、国内行政の中核施設である国庁、行政実務を分掌する曹司、国司が宿泊する国司館、傭丁らの居所、民家などから構成される。このうち、国庁とその周辺の曹司群とを、国衙とよぶ」(文化庁文化財部記念物課監修 2013『発掘調査のてびき 各種遺跡整備編』同成舎)となっており、これに準拠して検討を行った。

2. 研究の目的

地方官衙の成立・整備は、古代日本における国郡制の形成状況と密接に関わる。そのため、国府をはじめとする地方官衙の成立状況を解明する必要がある。

従来は、地方官衙の造営にあたっては平城宮・京の影響が強いというのが通説であるが、藤原宮・京との関係もあったとみている。藤原京期は中国式の条坊制の都市が成立したというだけでなく、律令制に基づく古代国家の骨格が形成された時期であるが、学界において国府の成立が藤原京期に遡るといふ説は必ずしも支持されているわけではない。

国府の成立は国郡制の整備と関わり、古代国家の形成を考える上できわめて重要な課題である。全国的に国府が独立した官衙として設置された実態を明らかにするために、政務・儀礼施設の国庁を中心に検討を行うことにした。

本研究の目的は、国庁を中心とした国府がどのような構造をもって、いつ成立したかを明らかにする点にある。

3. 研究の方法

本研究では、国府成立を考える上で政務・儀式・饗宴の場である国庁を中心に検討をすすめた。国府成立の実態を遺跡・遺構・遺物の考古学的検討を通して解明することにした。主に国府の中核施設である国庁の成り立ちについて、都城と国府との関係、国府と郡衙との関わりを通して検討し、その創設状況を明らかにした。

具体的な作業としては、各地の国府について国庁を中心に資料調査を行った。また、同一国内における郡庁も対象として、国庁との比較検討を行った。

4. 研究成果

国庁を中心に国府の成立状況を考古学的に検討した結果、次のような点を明らかにした。

国庁の成立時期と構造

国庁を中心に、国府が全国的に成立するのは7世紀末から8世紀初頭である。

初期国庁は、まず長舎を多用した長舎囲い型として創設される場合が多く、後にコの字形・品字形配置をとる定型化国庁として整備されていく。

定型化国庁は、初期国庁の場所を踏襲して計画的に建て直され、断絶せずに9世紀以降に続くことがある。

初期の国庁と郡庁は長舎を多用し、建物配置や構造が類似する。ほぼ同時期に政務・儀式施設の政庁として創設され、国庁にならって郡庁が建設された場合がある。

定型化国庁の採用は全国一斉に行われたものではなく8世紀以降、国ごとに時期は異なる。

瓦葺きの国庁建設は、都城や駅家などの荘厳化政策と連動している。

全国的に国庁を中心とした国衙は、7世紀末から8世紀初頭頃に成立していた。一方で、定型化国庁の成立時期が国ごとに異なる点

も明らかになった。国庁は多くの国で8世紀前葉から中葉にかけて、独立した塀で区画された中にコの字形配置をとる定型化した構造として建設されていく。定型化国庁の成立時期は国ごとに異なり、筑後・日向国府のように8世紀後半以降に遅れる国もあり、全国一斉に同じ時期に画一的に整備されていない。定型化国庁の設置は国によって半世紀以上の違いがあり、その成立をもって国府の成立や国郡制の画期を示すとみることは難しい。

国府の形成過程において、もっとも大きな画期は諸国で政務・儀式施設の初期国庁や曹司・国司館が創設されていく7世紀末～8世紀初頭頃である。初期国庁が断絶せずに、同じ場所で8・9世紀以降の定型化国庁に踏襲されていくことが複数の国で認められるようになってきた。定型化した国庁からはじまる場合ばかりではなく、国庁下層もしくは周辺に先行する長舎囲い型が見つかる例が増えている。常陸・美作・伯耆・出雲・日向国府で認められる。長舎囲い型は評・郡衙の政庁で多く採用され国府と郡衙の違いを示すものとみる意見もあるが、定型化国庁の下層で見つかる例については同じ場所を踏襲し建物配置や構造も定型化国庁に引き継がれる点から国庁として考える。

国庁が8世紀第2四半期以降からはじまる国府がある点から、それまで郡衙が国衙機能を兼ね、郡庁が国庁の代用となっていたとみる意見があった。近江・伊勢国府のような例である。こうした国では、陸奥・筑後・伯耆国でみるように移転時期はそれぞれ異なるが、国庁を含めた国衙あるいは国府そのものの移転を考えるべきである。

地方官衙からみた国郡制の形成

昭和40年代以降、国府跡の発掘調査が行われ、国司がどこで政務・儀式を行ったかが問題となった。地方官衙から国郡制の形成を

考えると、国境が確定し国司が常駐する天武・持統朝の7世紀末とそれに先行する国司が臨時的に派遣された段階に分ける必要があろう。

第一の画期は、7世紀中葉から後葉の孝徳朝・天智朝で、拠点的に国レベルの官衙施設が設置された。大宰府、筑後国府の先行官衙期、久米官衙遺跡群、郡山遺跡 期官衙などである。この時期、特定の任務を携えた巡検使的な役割を担って諸国に派遣された国司（国宰）は、独立した庁舎を持たず拠点的な官衙施設や評衙を利用し、諸評衙を巡回して職務を果たしていたとみられる。7世紀代の木簡から想定されている、阿波国府と名方評衙との関係などがあたるかもしれない。評衙の多くは発掘調査で明らかになってきたように、まだ居宅と未分化なあり方をしていた。

第二の画期が、7世紀末から8世紀初頭である。国境が確定し、国司は諸国に派遣されて常駐し、国衙が設置され郡衙諸施設が整備された。

8世紀以降、諸国で定型化国庁が設置され、周辺に曹司・国司館などの国衙施設の充実化が図られる。大宝令により国郡制度が整えられ、国庁における国司朝拝が制度化されたことが背景にあると考える。こうした行政制度の整備を経て、国衙が整備されたのが8世紀前葉以降であった。柱を丹塗りした瓦葺建物が国庁を中心に採用されており、都城を中心とした荘園化政策とも関わるのであろう。国庁が定型化したコの字形配置をとり整備されるのは国によって半世紀も異なり、同じ時期に諸国で画一的に整備がすすんだわけではなかった。

その一方で、8世紀以降、国庁と郡庁では規模・構造で明らかに格差が大きくなり、国庁は大型化し瓦葺き礎石建物となり威容を増す。国家威信を示す儀礼施設として、国庁の役割が大きかったことを示す。

国府・郡衙の成立と国郡制についてまと

めると、まず7世紀第3四半期に居宅と未分化な評衙の成立からはじまる。次に、地方官衙の形成過程において大きな画期としては、7世紀末頃における天武朝の国境確定事業を受けて、常駐国司の派遣に伴い国府の諸施設が設置され、同時に郡衙の整備も進められたことである。国府は国庁を中心として曹司・国司館などの国衙諸施設から構成され、8世紀以降、国庁がコの字形配置をとって定型化して整備され、そのなかで国衙の行政機能の充実を背景に曹司が拡充・増設されていった。

まとめ

各地の国府跡の検討によって、全国的に国庁を備えた国衙が7世紀末から8世紀初頭頃に成立していたことが明らかになった。

国府が独立した官衙施設として成立した点は、単に官衙施設が造営されたとみるべきではなく、在地社会が大きく変容する契機でもあった。この時期、全国的に国の骨格である官道や郡衙・駅家が整備され、条里地割の施行も進んだ。この背景としては国庁を中心にして国衙が設置され、国司が国府に常駐し国郡制に基づいて地域支配を行った点が大きい点を明らかにした。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計3件)

大橋泰夫「瓦葺掘立柱建物からみた多賀城政庁」『日本の歴史考古学』同成社、査読なし、2016、30-43頁

大橋泰夫「長舎と官衙研究の現状と課題」『長舎と官衙の建物配置』第17回古代官衙・集落研究集会研究会報告書（独）国立文化財機構奈良文化財研究所、査読なし、2014 11-56頁

大橋泰夫「地方官衙と方位」『技術と生産の考古学』同成社、査読なし、2013 662-671

頁

〔学会発表〕(計 1件)

大橋泰夫「長舎と官衙研究の現状と課題」
『古代官衙・集落研究会 第17回研究集会』
2013年12月13日 奈良文化財研究所
(奈良県奈良市)

〔図書〕(計 1件)

大橋泰夫『国郡制と国府成立の研究』平成
24～27年度科学研究費補助金・基盤研究
(C)研究成果報告書、2016、全80頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大橋 泰夫 (OHASHI, YASUO)
島根大学・法文学部・教授
研究者番号：80432615

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：